

令和 6 年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和6年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和7年1月30日 木曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎4階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 閉 会 午後3時00分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
三 島 和 夫
綾 部 直 子
齋 藤 透

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長	藤 澤 修
総務課長	高 島 知行
義務教育課長	伊 藤 悟
特別支援教育課長	熊 谷 司
義務教育課指導主事	畠 山 公次
特別支援教育課指導主事	齋 藤 徹
保健体育課指導主事	宮 崎 成 広
生涯学習課社会教育主事	菊 地 智
高校教育課チームリーダー	伊 藤 淳
高校教育課主任指導主事	根 守 潤
高校教育課指導主事	丹 啓 記

7 次 第

（1）報告（「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）

（2）協議

学校におけるいじめ認知後の対応の在り方について

（3）その他

【司会】

ただいまから、令和6年度秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育庁教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、御礼を申し上げます。また、日頃から本県教育の充実・発展に御協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

本審議会は、平成28年に施行された秋田県いじめ防止対策推進条例第23条に基づいて設置されている。本条例は、全ての子供たちが安心して健やかに成長することができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められたものであり、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことが、本審議会の目的となっている。

さて、文部科学省の調査によると、全国的にいじめの認知件数は増加傾向にある。その要因としては、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、そしてアンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りが精緻化したこと、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが挙げられている。

本県については、国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,737件で、前年度から222件減少している。県教育委員会としては、引き続き、認知件数の増減に関わらず、児童生徒一人一人に目を配り、指導・支援の充実に努めてまいりたい。

いじめ問題の対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、初期段階から適切に対応しなければならないと捉えている。県教育委員会では、今後も、各校における学校いじめ対策組織を一層機能させて、いじめの未然防止及び早期対応、そして再発防止に向けた取組を各校の実情に応じて一層推進してまいりたい。

そのために、県教育委員会、あるいは学校として、このいじめ問題が発生した際にどのように対応すべきか、専門的な知識や豊富な御経験をおもちの委員の皆様方から御提言をいただきたいと考えている。

【司会】

次に、委員の皆様を紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。

ここからの議事進行は、秋田県いじめ防止対策推進条例第26条第2項の規定に基づき、会長にお願いする。

【議長】

平成25年にいじめ防止法が制定、施行されてから10年以上が経過した。当地においては、近年、いじめ重大事態に対応するための第三者による調査委員会を立ち上げるケースは生じてないが、全国的には、いじめを原因とする不登校など重大事態は増加傾向にあり、ゆゆしき事である。そのようなことを踏まえて、昨年8月、文部科学省により示されたいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改訂された。このガイドラインは、いじめの早期発見、あるいは発見後において学校による組織的対応を実践することを主眼としており、ガイドラインの改訂は、これをより一層徹底することを目的にしている。しかしながら、改訂したガイドラインに従った対応だけでは不十分であると考えている。いじめとはこういったものなのかを理解すること及びいじめを早期に発見することの必要性は、この10年間で世間一般に浸透してきており、それがいじめの認知件数の増加に反映されていると言える。しかし、いじめの早期発見を徹底したからといって、今以上にいじめの問題の解消につながることはない考える。組織的対応を徹底しろとはいうものの、教員の数が増えておらず、現状でも、対応に精一杯な状況にあるのに、さらなる対応を求められても対応はできない状況にある。

いじめ重大事態が生じないようにするためには、ガイドラインを徹底するだけでは不十分であり、ガイドラインが捉えきれていない現状やいじめが増加している理由、あるいはどのようないじめの問題が生じているのかを把握して、事案ごとに適切な対応をしていくしかないと考える。

それでは、本県のいじめの状況について事務局から報告をお願いする。

【司会】

それでは、本県のいじめの状況について各課から報告する。義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の順に報告をお願いする。

【事務局】

義務教育課関係について説明する。本県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校が3,693件、中学校が831件、計4,524件である。前回の調査と比較して小学校は201件の減少、中学校は23件の減少で、合計すると224件の減少となっている。この数値をもって本県において大きな状況の変化があったとは捉えてはいない。全国的にいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒の状況を細やかに見取ること、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などにより、いじめの認知件数がこれまで増加してきたという状況であり、引き続き、いじめの積極的な認知によって早期に対応することで重大事態に至る前に未然に防止することや、いじめ防止対策推進法に基づいた適切な対応をしていくこと、被害児童生徒とその保護者に寄り添って丁寧な説明に努めることなどを今後も学校に指導してまいりたい。

【事務局】

高等学校の状況について説明する。高等学校における令和5年度のいじめ認知件数は、公立私立全日制、定時制、通信制を合わせて209件であり、前年度比で3件の増と大きな変化はない。いじめを積極的に認知することについて、各校での理解が進み、定着しつつあるものと捉えている。いじめ、あるいはその疑いがある事案に対しては、見逃さず、迅速かつ適切に対応することが重要であることからいじめ防止対策推進法に基づきチーム学校として即時対応することの重要性などについて、引き続き各校への指導に努めてまいりたい。

また、県立高校においては、生徒等からいじめの相談を受けた場合には速やかに高校教育課へ報告することを義務付けており、高校教育課と学校が連携して対応に当たっている。今後、引き続き、各校における迅速かつ組織的な対応の取組を推進してまいりたい。

次に令和5年度の小・中学校、高校、特別支援学校を合わせた千人あたりのいじめの認知件数だが、本県では千人当たり59.3件であり、全国の順位では少ない方から数えて30番目となっている。

【事務局】

特別支援学校のいじめの状況について説明する。令和5年度のいじめの認知件数は4件で、学校数は4校であった。前年比では1件減している。特別支援教育課としては、些細な内容であっても、いじめを認知し報告するよう、各校に伝えている。また、学校のいじめ基本方針に基づき、学校全体で総合的ないじめ対策を行うように、様々な機会に確認している。いじめの内容は、複数回答にはなるが、ひやかし、悪口などが1件、軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれるなどが1件、ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られるが1件、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりするなどが1件であった。4件とも、被害生徒への対応、加害生徒や保護者、学年、学部全体への指導等を行い、現在いじめは解消している。今後も校長会や副校長、教頭会、生徒指導主義等の会議で、学校のいじめ防止対策について取り上げ、未然防止や早期発見、早期対応に努める。

【議長】

ただ、今の報告について、御質問や御意見等はないか。

【委員】

先ほど説明のあった、いじめの認知件数は右肩上がりの傾向だが、令和5年度は実数としては若干減ったことについて、有為な変化だとは見ていないとの話は、そのとおりではないかと思う。むしろ、

令和3年度の頃が、コロナの影響で、若干下り、その後また増加傾向に転じている。今回の変化はその誤差の中だと思う。次年度以降どう変化するか注意して見ていかなければいけないと考える。

【議長】

私からも意見させてもらう。昨年も同じような意見を言ったが、認知件数を挙げても、いじめの現状は把握できない。認知件数を見て、いじめの状況を判断しがちだが、複合的な要因もあり、認知されていない、いわゆる暗数というものもたくさんあるのではないかな。暗数がどういう状況なのかも分からない。審議会では、この数値をもって、議論していかなければいけないが、これを出されても、審議には役立てられない。例えば、いじめの対応がどうなっているとか、あるいはいじめの問題について解消している件数だとかを挙げてもらいたい。いじめの問題に対してはどのように対応して解消したのかを把握し、それで不十分な点について、この審議会で検討したいと考えている。この審議会に有用なデータをできれば挙げていただきたい。我々や一般の方は、認知件数だけを見ていじめの状況を判断してしまうことになる。これをもって早期発見ができていいるかどうか分からない。認知件数だけを公開することにより、一般の方がどう捉えるのか分からない。誤解を与えるかもしれないので、これを積極的に取り上げて、県民や市民に開示するのはよくないと考える。

【委員】

私も同感で、過去3年分を見ても本当のトレンドは分からない。今回の協議題として、いじめの重大事態が取り上げられているのだから、例えば、いじめによってどのような被害が生じたのか、また、欠席日数30日という目安に該当する事案もしくはそれに準じるような状態になった生徒はどのくらいいるのかを分かる範囲内でデータとして出してもらえれば議論が深まる。

【議長】

次に、今年度のいじめ防止に係る県教育委員会の取組について、事務局から報告をお願いする。

【司会】

それでは、いじめ防止に係る取組について、各課から、義務教育課、高等教育課、特別支援教育課の順で報告する。

【事務局】

義務教育課では、生徒指導総合支援事業の中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行っている。昨年度の提言を受けて、今年度は昨年度より2名多い50名のスクールカウンセラーを配置した。また、主に小学校からの要請に応えるエリアカウンセラーの対応時間を前年度より216時間増やし、切れ目のない教育相談体制を整備するとともに、カウンセラーによる小学校での課題を未然に防止するための教育プログラムの実施を推進し、各学校におけるいじめ防止やいじめ対応への支援を行っている。このような取組から、各学校からの要請に対して、児童生徒に寄り添った支援につながったものと捉えている。スクールソーシャルワーカーについては、昨年度と同様、県内7カ所に14名を配置している。近年の相談回数の増加を受けて、配置箇所や人員を増やしていくことが求められており、次年度に向け、課題と捉え、検討を続けている。

【事務局】

高等教育課では、5月21日に、全県の高校の教頭を対象にした秋田県高等学校いじめ防止等に係る研修会を実施した。本審議会の提言を受けて、協議題を「事例に基づくいじめの対応について」と設定し、学校が保護者からいじめの訴えがあってから校内いじめ対策組織で対応を協議するまでの具体的な事例をもとに、学校の対応のあり方について協議した。成果として、各校の教頭が具体的な事例を分析することで、いじめ対応の手順や体制で陥りやすい問題点を明確にすることができた。これにより、各校の組織体制や役割分担、情報共有の仕方などの改善を図ることができたと考えている。また、6月19日に、全県の高校の生徒指導主事等を対象にした秋田県高等学校生徒指導研究協議会を実施し、保護者対応のあり方について、各校が持ち寄った事例を基に協議を行った。成果として、各校が経験した様々な例を共有することで、参加者が保護者対応の重要性を改めて認識することがで

きた。成功例だけでなく、失敗例や困難な事例を共有したことで、各校においてより実践的な対応策の検討ができるようになったと考えている。

【事務局】

特別支援教育課では、校長会、副校長会、教頭会、生徒指導主事連絡協議会の各会議において、特別支援学校におけるいじめの認知件数やその内容等について説明を行っている。生徒指導主義連絡協議会では、いじめ防止につながる児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導の取組について取り上げ、各校が取組を発表、協議し、内容は全教職員で共有することを伝えている。昨年度の提言にかかるところとしては、各学校がいじめに当たると認知した場合について、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提として、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行うことを各校に通知している。

【議長】

ただいまの報告について、御質問や御意見等はないか。

【委員】

高校の教頭を対象に具体的な事例を用いて対応の確認等の研修を行ったり、生徒指導主事を対象にした研修を行ったりして、非常に効果があったというが、どのように評価したか。このような研修会については、伝えて、その場で受け取って、それをどのように実行に移せるかについての評価は難しい。その場で理解度をテストするとか、受講者からのフィードバックは取ったのか。どのような指標により有効であったと評価されたのを教えてもらいたい。

【事務局】

参加者から事後にアンケートを提出してもらった。参加者の声の多かったところとしては、自校の事案と重なって、身に染みて学ぶことができたとか、学んだ対応を学校で活かして行きたいとの感想である。

【委員】

その場で非常に勉強になったという感想があったとしても、実行に移せたかどうかや実際の効果があったのかを評価していく必要がある。一定期間を置いた後に実際に何が改善されたかを継続的に評価していかないと、研修が効果的だったかは分からない。毎年、同様の研修を行うのであれば、そこをシステムティックにしてもらいたい。また、教頭や生徒指導主事のようなリーダー的な方から先生方に伝達することについては、委員長からもあったように、先生方も業務で手いっぱいだろうが、フロントラインの方にどう伝えるかが大事だと思う。その点、特別支援教育課からは協議会の内容を全職員が共有すると話があり、多くの先生が内容の共有することも大事なポイントかと考える。小学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員もしくは配置時間数を増やしたことはとてもよいことだと思うが、そもそもスクールカウンセラーをできる方の数が少ない。秋田大学の教育文化学部等の養成する機関とも情報を共有して、育成についても、教育委員会から、必要だということを伝えていただきたい。ニーズをきちんと伝えることが大事である。

【事務局】

例えば高校では、教頭がいじめの研修を受けた際には、職員会議や校内研修会を通じて先生方と共有する。この教頭対象のいじめの研修を何年か行ってきた。いじめがあった際には、県立高校の場合は、その第一報を学校から高校教育課に速やかに伝え、どのような状況なのかを報告することになっている。その内容を聞いていると、以前に比べると、組織的な対応が管理職を中心になされてきた実感はある。委員の御意見のとおり、このことについて具体的に数値化するといったことまではまだなされていない。それから、先ほど話があったいじめの状況の数字の提示の仕方については、例えば、県立高校の場合は、いじめの認知がされた数がどれぐらいで、どれだけ解決しているかという数字を県教育委員会は把握している。それらの数字を提示できるかどうかについては、三課で共有しながら

検討したい。できるだけ、この審議会で参考になるようなデータの提供を考えたい。

【議長】

私からも意見させてもらう。ロールプレイング形式で研修していることは有効だといえるが、実際の事案においては、当事者の感情が入って、思ったとおりにいかないケースが多いのではないかと。常に当事者がどのように考えているかを配慮しながら行動しないと、思わしくない結果につながる。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増加したことも非常に有効なことである。子供の考えを聞き取ることは重要なことであり、それを適切に担ってくれる人材が果たしているかどうか。適切な対応するためには子供がどのように考えているか、どういった悩みをもっているかを聞き取った上で、対応につなげる必要があるので、引き続き、増員を検討してもらいたい。

【委員】

現場の先生方の教育をありがたく思い、私もスクールカウンセラーをしている。私からも質問させてもらいたい。いじめの認知件数については、何かの時点で子供たちから一斉にアンケートをとって、子供たちが申告した数なのか、それとも先生が捉えた件数なのか聞きたい。実数が減っているのは、おそらく子供の人数が減っていることにも関係していると考えているが、その中で、どの程度スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わり、実際にどのような事例で効果があったか、解消に繋がったのか、あるいは繋がっていないのかについて、情報があったら教えてもらいたい。

【事務局】

認知件数の把握については、積極的に認知をするために、子供の生活状況に関する調査を定期的に行っており、それにより認知するケースや、保護者からの相談により認知するケースなどがある。あとは、日常の教員の観察の中で、ちょっと様子がおかしいなということで把握するケースもある。それがいじめなのかどうかは、学校の組織でいじめに当たると判断したあった場合に上がってくるケースになる。その後の解消にあたってどのような取組をしているかやスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがどのように関わっているかについては、具体的なものはないが、解消の程度で言えば本県は9割程度解消しているという調査結果はある。

【事務局】

義務教育課の状況として、いじめの認知件数に対してスクールカウンセラーが関わった件数を確認したが、多くはない。他の校種も同じ状況であった。今後、様々な事案に対してスクールカウンセラーが関わっていくことは疑いようがない。いじめにより深刻な児童生徒が心の被害を受けている場合には、学校と一緒に支援していくことが必要である。

【委員】

スクールカウンセラーが関わるが多くはないとのことで、おそらく数値としては上がっていないものだと思う。こちらとしても、連携して取り組みたいと考えている。ぜひ検討してもらいたいが、スクールカウンセラーとしての勤務の他、例えば職員対象の研修も業務の一環として、ボランティアではなく行えるような取組をしてもらいたい。他の自治体では教職員の研修を勤務時間数の中で行っている。そういった有機的な繋がりをもって対応に当たりたいと考えている。

【事務局】

義務教育課の補足をしたい。先ほどのスクールカウンセラーの対応時数を増やしたと話したが、今年度から、小学校でスクールカウンセラーを活用して、課題を未然に防止するための教育プログラムとして、例えばストレスにどのように対応するか、どのように仲間作りをしていくかなどについて、カウンセラーを交えながら実施している。そのような活動を小学校では、カウンセラーが常駐では配置されていないので、これまでは取り組みにくかったが、全県の小学校でそのような取組ができるように配置時間を増やし、今年度から実施できるようになった。

【議長】

私が出席した別の協議会で学校の先生からあった話だが、いじめる子供も、いじめられる子供も自己肯定感が欠如していることが非常に多いということであった。このこともいじめの原因になっていると思われる。先ほど特別支援教育課から、自己肯定感あるいは自己有用感の向上につなげているという話があったが、それはスクールカウンセラーと学校が協力していくしかないと考える。自己肯定感を向上させるにはどうしたらよいかはすぐには分からないが、いじめの防止には繋がっていくと考える。

【委員】

委員に聞きたい。私のところにいじめを契機として不調を訴えた子供がいて、その時にスクールカウンセラーに話を聞いてもらったみたいだが、私から見ても、的確なアドバイスがなかった。スクールカウンセラーという資格はなくて、公認心理師や臨床心理士であればできる。おそらく精神科医もスクールカウンセラーができる。私自身のことを考えても、特別に専門的な教育を受けているわけではない。質の担保がどうなっているのか。あと、心理師の団体で、何か研修等の質の向上のための取組はなされているのか。

【委員】

秋田県の心理師会が教育に関わる研修を実施しており、それをカウンセラーは受講することにはなっているが、現実的には受講するかは任意な部分もある。質の話もあったが、団体の内部でも自己研鑽についての考え方は必ずしも一致していない。これは様々な心理師の考え方の違いにもよる。私が別の自治体にいた時には、その自治体が研修を設けて、そこにカウンセラーが業務として参加をしたり、業務として教職員との連携のために研修を行ったりしていたので、そういったことで質の向上を図ることができる方針があればよいと考えている。

【委員】

今日の協議会の内容にも重なることだが、教育現場では、様々な研修を重ね、手順を固めて頑張っている中で、そのサポーターになる外部の我々も、より効果的に援助できるような仕組みづくりが大事であり、学校現場だけでなく、ぜひ委員の関わっている会等でも、この問題について広報してもらいたい。私自身も精神医療の現場では啓発を続けたい。

【委員】

個々の経験に依存しているところもあるかと思うので、効果的な支援の方法や連携のあり方は高めていく必要はあると思う。

【議長】

ここで協議に入りたい。あらかじめ事務局から協議会が提出されているので、事務局から協議題の設定理由の説明をお願いしたい。

【司会】

いじめ防止対策推進法が施行され11年が経過したが、現在も、法やいじめ重大事態のガイドラインに基づいた適切な対応がなされずに、児童生徒に深刻な被害を与える事態が、全国的に発生している状況が見られることを受けて、昨年8月に文部科学省によりいじめ重大事態のガイドラインが改訂された。

本県においては、いじめを積極的に認知することについて、各校での理解が進みつつあるが、いじめの認知後の対応が適切でなかったことにより、事態が複雑化・長期化し、重大事態につながりかねない事案も見られていることから、県教育委員会としても今回の改訂を重く受け止めている。

昨年11月には学校関係者、警察等の関係機関が参加する「秋田県いじめ問題対策連絡協議会」において、「いじめの重大事態を未然に防止するための、県、市町村及び学校の取組について」をテーマに、重大事態に至る前にすべきことや重大事態が発生した場合の対応、関係機関との連携の在り方等について協議した。

また、今回のガイドライン改訂では、「いじめ重大事態に対する平時からの備え」が新たに章立て

され、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たすことなどの重要性が示されている。県教育委員会としても、いじめを重大事態化させないためには、各校に常設される学校いじめ対策組織が、いじめの認知後の対応において、より効果的に機能するよう、学校内外の連携に基づいた実効的な組織体制を構築することが全ての学校に求められているものと捉えている。

そこで、本日は、いじめ認知後の学校における対応の在り方について、本審議会から提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただいた。

【議長】

では、今の説明を踏まえ、委員から意見を伺いたいと思っているが、その前に事務局に学校ではいじめを認知した後の対応がどのようにされているのか伺いたい。

【司会】

いじめの認知後の対応について、各課から高等教育課、義務教育課、特別支援教育課の順番で説明する。

【事務局】

高校のいじめ認知後の対応を説明する。被害生徒またはその保護者からいじめの相談があった場合、相談を受けた教員は直ちに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、校内いじめ対策委員会を召集し、委員会で相談の内容を共有の上、その後の対応について検討する。校長は事実確認を待つことなく、高校教育課に速やかに電話と文章で第一報を報告する。高校教育課では、直ちに複数の担当者で情報の共有を図り、必要に応じて各学校へ指導、支援を行う。学校は、被害生徒及び関係生徒への対応について家庭と共有を図る。その後、必要に応じて校内いじめ対策委員会を召集し、組織で検討し、対応する。

【事務局】

小・中学校では、事案発生後に、いじめ問題対策組織を基にしたケース会議を開催する。そこに必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えながら、丁寧なアセスメントに基づき、被害児童生徒への援助の方針や加害児童生徒への指導、また、周囲の子供たちへどう働きかけるかなど、教職員の役割分担を明確にして組織的な対応を図っている。また、スクールカウンセラーは、支援計画に基づいて関係する児童生徒や保護者等の相談活動を行っている。

【事務局】

特別支援学校でいじめを認知した場合については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援を最優先に行っている。それと同時に、加害児童生徒に対し、障害の状態や発達段階に応じた指導を行い、関係の修復を図る。学校としては、組織的な対応を行うため、いじめ対策委員会を開催し、職員会議における職員間の共通理解に努め、被害者及び加害者の保護者に対する丁寧な説明と情報の共有を行う。また、いじめの被害課の両方の児童生徒について、学校医である精神科医と連携して、心のケア、ケアや指導について必要に応じて助言を得るようにしている。いじめ解消後には、必要に応じて警察等の関係機関と連携し、学部等の集団に対する指導を行っている。

【議長】

ただ今の報告について、委員の皆様から質問等はないか。

【委員】

高校については、事案が発生してから即座に担任、即座に校長、即座に高校教育課というスピード感があり、素晴らしい体制だと思う。義務教育や特別支援学校でも同じような間髪入れずの報告があるのだろうと想像する。その後については、必要に応じてというのが多く、どのような基準で必要性があるかどうか判断するのか分からず不安である。ガイドラインがあり、基準が設けられていると思うが、もう少し分かりやすくした方がよい。

重大事態について、生命、心身、財産に特に大きな被害が生じた時とあり、その例の中には、自殺

や身体的な大きな傷害とある。それらは誰が見ても分かりやすいが、私が相談受けた例には、ストレス症状、PTSD、最近だと摂食障害がある。それらは、ぱっと見ても分かりにくい、長期的に深刻な問題を起こす事例であるので、心身に大きな問題があるというのを決して見て分かるような問題だけではないことを認識してもらいたい。調査主体については、第三者を加えた調査組織が望ましいとあるが、私も基本的に第三者を入れるべきと思う。これは、被害児童にとってもだが、学校側にとっても然るべき対応をしていたが起こってしまった事案については学校を守るという意味もあると思う。その第三者が入らないと、どうしても調査結果を色眼鏡で見られてしまうので、できるだけ第三者的な視点をもって調査を行える人を加えて実施していただきたい。

【議長】

手順やマニュアルに基づいた対応をされたということであったが、我々が認知後の対応として、重大事態化させないように検討するに当たり、実際、どういった対応に苦労しているのか、あるいは対応に当たって問題点がどういったところにあるのかを聞きたい。

【事務局】

高校の対応として課題と思われる点として、記録が挙げられる。聞き取りの内容や学校の対応、校内対策組織における議事録を適切に記録ができていないケースが見られる。また、保護者への説明について、説明内容を組織的に検討しないまま、対応した職員が個人的な判断に基づいて保護者に説明してしまうことにより、保護者が学校への不信感を抱き、解決が長期化してしまうといった例がある。

【議長】

議事録に適切に記載されないことを含め、保護者に説明を求められた場合にしっかり対応できないことが問題になっている。場合によっては、厳しい要求をしてくる保護者もいて、対応に苦慮している、保護者対応により学校の先生が疲弊していると聞いている。保護者対応がうまくいかないことによって、問題が重大化することもある。そういったことも踏まえて、認知後の対応のあり方について、委員から御意見をもらいたい。

【委員】

先ほどのいじめ状況の報告の中で、スクールカウンセラーの配置を2名増やしたことや、エリアカウンセラーの対応時間を216時間増やしたことは、財政が厳しく多くの事業で縮小を求められている中で、現場にとっては大変ありがたく、力強いことだと考える。県教育委員会の覚悟を感じている。

いじめの認知後の対応のあり方について議論しているわけだが、国のガイドラインは、あくまでも全国の学校の最小公倍数を集約したようなガイドラインであり、児童生徒数の多い学校、少ない学校、都市部の学校、郡部の学校だとか、学校によって状況は違うので、基本的にはその学校独自のいじめに対する基本方針があって然るべきである。秋田市には、独自の基本方針を定めて、ホームページ等で公開している学校もあると聞いている。学校独自の基本方針を定めている状況は全県的にどうか聞きたい。また、ガイドラインも含めて、学校独自に定めた基本方針を実際にそのとおりに実施していないことを保護者が大きな問題と捉え、不信感を抱いて、その事案が悪化していくという状況もあると考える。公開したり、活字で示したりしたものは、きちんと管理職が責任をもって実施していく、そのような対応や責任は大きい。学校独自のガイドラインが現在の校長が定めたものであればいいが、二代前、三代前の校長が定めたものであれば、どこか他人事のような感覚が生まれて、抜け穴になっているような気がしている。認知後の対応については、一つ一つの事案がいつ何時、重大事態になりうるものとして判断する必要がある、一番危機意識の高い校長が陣頭指揮に立って、その解決チームのリーダーになっていかなければならないと考える。

【議長】

委員から、学校の対応について聞きたいとあったが、何かお話できることはあるか。

【事務局】

各校のいじめ防止基本方針については、県立高校全てで定めており、学校ホームページに掲載して

いる。ただ、委員からの御指摘があったとおり、自校のいじめ防止基本方針を職員が十分に理解しておらず、方針に沿った対応がなされていないという課題はあると捉えている。

【事務局】

義務教育の場合は、市町村教育委員会が学校の設置者となっている。中にはその市町村教育委員会で定めたいじめ対策の方針を公開している場合や、先ほど委員の発言にあったとおり、学校ごとに公開している場合もある。

生徒指導の学校訪問では、先ほどの御指摘のとおり、何年もそのままにしていることがないように、定期的に中身の確認をして見直しを図るように伝えている。学校によっては、日付を入れて、何年度に見直しをしたかを明記している。年度の初めに校長のリーダーシップの下、教職員全員で、修正するところはないか、追加するところはないかを確認した後に公開する学校もある。

【事務局】

全ての特別支援学校のホームページに基本方針は掲載されている。特別支援教育課は生徒指導主事の協議会などで必ず見直すように話をしており、定期的な見直しについても、その際に連絡している。

【議長】

いじめの基本方針が具体的な事案に沿った対応できる形になっているかどうか、検証は常に必要と考える。

【委員】

いじめ認知後の対応という、どうしても被害者寄りの部分が多いかと思うが、被害と加害ではつきり分けられない場合もあり、加害とされる児童生徒もしくは保護者への対応は具体的にどうされているのか、教えてもらいたい。

【事務局】

加害かどうかは場合によって疑いのあるものであり、関係生徒ということになるが、いじめの法律の立て付けが、被害生徒の認知に基づいており、一つの事実があっても見方によって様々捉え方が異なる。学校としては、あくまでも事実を確認した上で、それをどのように捉えているかについて、被害生徒のみならず、加害生徒あるいは関係生徒、周囲の生徒も含めて聞き取りなどを行って判断する。場合によっては、悪意がなかったが被害生徒がそのように捉えているというケースもあり、その場合は、行為は事実であるが、そういうつもりでなかった、だけでもそういう思いをさせたのであれば申し訳なかったというような限定的な謝罪や、双方の人権に配慮した上で、中立の立場で事実に基づいて対応するようにということを行っている。

【委員】

被害、加害に分けられない場合もあるが、いじめた生徒にも背景に何らかの問題を抱えている場合がある。いじめた側の児童生徒のカウンセリングや保護者対応という点でも、心理職の立場で関わることがあるのではないかなと思うので、検討してもらいたい。重大事態ということであれば、逆に出席停止だとか、毅然とした対応をしてもらいたいと考えている。

【委員】

国のガイドラインは網羅的な内容であり、それに準じて現場では対応していかなければいけないと考える。よいと思ったのはチェックリストである。ものすごい項目数で、スコアしていくだけで、目的化してしまうおそれもあるが、チェックリストは是非活用してもらいたい。活用法の一つとして、遡及的になるが、以前にいじめ重大事態が起こった学校について、チェックリストのどの部分が未整備だったのか振り返ることもできるのではないかな。即時報告などの体制整備に問題があり、重大事態が複雑化してしまった等の解析をしてもらいたい。医療でもトラブルがあった時には、どの時点でどういう過ちがあったのかを見える化することが大事であり、いじめの問題では、どのような尺度で見える化するのは分からなかったが、今回のチェックリストは、その抜け穴をチェックするのには

活用できると思う。国のガイドラインは基本的に重たいものであり、ぜひチェックリストを活用し、その解析から得るものがあれば、次回の審議会で私たちにも共有してもらいたい。

将来的には、全部をチェックせずとも、解析の中から、複雑化するような大事な要因を見つけ、そこを重点的に毎年集中的にチェックしていく活用の仕方もあると考える。

【議長】

先ほども話したが、学校の現場では、保護者対応に苦慮していると聞いている。いじめについては保護者対応がうまくできずに問題が重大化しているようだ。

保護者も最初は子供を学校に行けるようにしてほしいとか、いじめが発生したので調査してほしいといった普通の要求をするが、自分の要求が叶わない場合に、学校が真剣にとりあってくれないと考えて行き過ぎた要求をし、学校が事態を収拾することができず、問題が長期化することもある。その結果、子供が学校に行けないままだとか、最初はそれほど大きな問題でなかったとしても、いじめの重大事態に発展することもあるのではないかな。

保護者からの要求が過剰、不当な場合もあるが、保護者は、基本的には、何とかしてほしいと思い、学校に訴えているわけだから、保護者の言い分に耳を傾けないのは適当ではない。保護者からいじめの訴えがあった場合は、学校は、それに対してどういった対応を取るのか、そのような対応を取ることが子供にとって最も適切であるかを説明する必要がある。いじめた生徒の保護者にも、どういった対応をとるのか、説明をするのが望ましい。「今回のいじめの問題をこういった形で解決する、そうすることがいじめる子供、いじめられた子供にとって最良の解決方法である」と保護者が納得できる説明をすることが必要だ。ここで注意すべきこととして、いじめられた側の保護者が、いじめの問題を解決するのではなく、加害者側を懲らしめる方向にずれてしまえば、いじめの問題の解決が遠のくことになる。そうならないようにするために、平時においても学校は、いじめを認知した場合にはどのような対応を取るか、保護者に説明する必要がある。いじめた生徒に反省を促すことも必要だが、何よりも、いじめられた子供がこれまでとおりの学校生活を送れるようにすることが肝心であり、そのために学校がいじめの早期発見に努めていることを説明する必要もある。

保護者が学校の方針を理解してくれずに、いじめの問題を契機として学校と保護者との間のトラブルに発展することもある。トラブルに発展してしまうと、ただでさえ忙しい学校の先生が本当に疲弊してしまう。いじめの問題の渦中にある子供が学校に行けなくなると、その学校の中にいる子供全体にも影響を及ぼしてしまう。学校の先生は教育のプロではあるが、残念ながら交渉ごとには長けていないように思われる。交渉事を学校の先生がするのは、望ましいことではないと思っている。これまで、この審議会でも、スクールロイヤー制度の導入や学校の問題の対処に弁護士が関与することが必要ではないかと話してきた。今では、ほとんどの県がスクールロイヤーあるいはそれに類似する制度を導入して、問題解決のため、交渉のプロである弁護士が関与できるようにしている。弁護士が関与すると問題が大きくなってしまうと心配されるかもしれないが、考え方はその逆であり、問題が大きくならないように弁護士の関与が必要であると考ええる。スクールロイヤーの導入が難しい場合には、秋田県において、重大事態になる前の段階で、保護者、生徒と学校との間で生じた問題の解決を可能とする仕組みづくりを検討していただきたい。

今年9月、秋田市で日本弁護士連合会の民事介入暴力に関する大会が開催され、教育対象暴力をテーマとして行う予定である。その中で、生徒、保護者と学校、教育委員会との間で生じた問題、トラブルを解決するための仕組みづくりを提唱する企画を進めている。最近、三重県四日市市で行政型学校ADRを導入し、弁護士会協力のもとで学校問題解決のための支援体制を構築したと聞いている。秋田弁護士会でも、これを参考に、弁護士による助言、弁護士による代理、さらには弁護士以外の者も含んだ調整機関を設立し、助言、代理、調整の三つを柱として、調整機関の中で子供や保護者からの考えや意向だとかを聞き取る形で、子供の最善の利益を図り、で問題の解決を目指すといった仕組みづくりを現在検討している。対応に苦慮している先生方の負担軽減にもつながることから、県全体がそのような仕組みづくりに前向きになってもらいたい。

今の意見について、委員の皆様から何かあるか。

【議長】

特にはないか。認知後の対応策については、引き続き、来年度以降も検討していかなければならな

いと考えている。我々が議論しやすいような協議題を設定してもらい、委員が有効な発言をできるようにしてもらいたい。

最後に、意見を取りまとめて提言したい。事前にまとめていた私の意見を中心に提言させてもらう。まずは、いじめ認知後の早期の段階で、関係する児童生徒、保護者に学校の対応方針を説明する。これが一つ目の提言である。二つ目は、学校いじめ防止基本方針について、入学時、学年当初、PTA開催時等の様々な機会を利用して、児童生徒、保護者に説明をする。いじめが実際に発生して認知した場合にどういった対応をするのか、事前に説明しておかなければ、実際に発生したときに、対応について保護者から苦情があり、事態が収拾つかなくなることもあるので、事前に対応方針を説明しておくことが必要である。

三つ目に、重大事態に至る前に、専門家の知見を生かした生徒への指導、支援ができる体制を作る。今回はこのように提言させていただきたい。

最後に、その他として何か意見があれば伺いたいが、よろしいか。

【委員】

委員長のまとめ方は素晴らしいと思う。しかし、今、ディスカッションした内容が反映されないままに、事前に用意されたものでまとめることはスピード感はあるが、やはり今日の議事録を参考にすれば、有益な発言もあったと思うので、それも反映していただきたい。

【議長】

今日の審議会における委員の発言・意見は議事録に残る。提言を含め、我々の発言・意見が教育委員会で活かされないと、せっかくの発言・意見が無駄になる。次回の審議会では、前回の発言・意見に対して、こういった対応を取り、こういった効果があったとの報告をしていただきたい。

それでは議事を終了する。進行を事務局にお返しする。

【司会】

以上をもって、令和6年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。

御出席いただいた皆様に感謝申し上げます。